

新・生活様式対応支援補助金（中小企業支援型）〔2次公募〕

補助対象経費【早見表】

主な対象経費例【○】	主な対象外経費例【×】
<p><b>①機械装置・システム構築費（必須）【単価 50 万円（税抜き）以上】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュレス機器（自動精算機や自動券売機、セルフレジ等）の購入費</li> <li>・モバイルオーダーやオンライン予約システムの構築費</li> <li>・インターネット販売等に係るシステムの構築費</li> <li>・Web 会議システム等を含むシンククライアントシステムの導入費</li> <li>・自動車、バイク、自転車等に設置するデリバリーサービスの輸送に必要な設備の購入費（冷蔵庫、冷凍庫などの保冷設備）</li> <li>・デリバリーやテイクアウト用など新商品開発のための機械装置費</li> <li>・高機能・高効率な消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）及び換気設備（換気扇、空気清浄機、換気機能又は空気清浄機能付エアコン等）の導入費</li> </ul> <p><b>※単価 50 万円（税抜き）以上の高機能・高効率な消毒設備及び換気設備は①機械装置・システム構築費に記載</b>  <b>（単価 50 万円（税抜き）未満の消毒設備及び換気設備は⑩感染防止対策費に記載）</b></p> <p><b>※新しい生活様式に対応するために行う設備投資のみが対象</b></p> <p><b>⑦外注費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止対策のための店舗の内装・レイアウト改装費</li> <li>・テイクアウトや宅配サービスに対応するための厨房や販売カウンター等の造作費</li> <li>・自動ドアの設置費</li> <li>・非接触型自動水栓（蛇口）の設置費</li> <li>・移動販売やデリバリーを目的とした自動車、バイク等の内装・改装費（自動車、バイク等の購入は対象外）</li> </ul> <p><b>※新しい生活様式への対応に結びつかないものは対象外</b></p> <p><b>⑨広告宣伝・販売促進費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止のための広報費（啓発用ポスターやチラシ、写真、動画の作成及び媒体への掲載）</li> <li>・テイクアウトや宅配サービスの広報費（のぼりやチラシの作成費）</li> </ul> <p><b>※補助事業実施期間内に使用・掲載する分のみが対象</b></p>	<p><b>○汎用性があり、目的外使用になりうるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車、バイク、自転車等車両の購入費・修理費・車検費用</li> <li>・文房具など事務用品、紙皿等の消耗品費（⑩消耗品費に記載のないもの）</li> <li>・パソコン、タブレット端末、スマートフォン、ウェアラブル端末、プリンター、デジタル複合機、電話機等の購入費</li> <li>・家庭用及び一般事務用ソフトウェア、市販されているパッケージソフト（ダウンロード版を含む）の購入費（会計ソフト、CAD ソフト等）</li> <li>・導入済みのソフトウェアの更新料 等</li> </ul> <p><b>○その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい生活様式への対応と結びつかない経費</li> <li>・山形県外にて使用するもの</li> <li>・通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新で、新しい生活様式への対応と関係のない機械装置等</li> <li>・新たに建設する事務所や店舗等の内装費用</li> <li>・リースにより導入するもの（補助事業実施期間内のリース費用のみ対象）</li> <li>・予約キャンセル、休業に対する補てん</li> <li>・自宅等、事業と関係のない施設に設置する設備や備品の購入費、改装費</li> <li>・商品在庫や消耗品の廃棄・処分費</li> <li>・自己所有物の修繕費</li> <li>・事務所等の家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費</li> <li>・不動産の購入費</li> <li>・補助事業実施期間中に使用等が完了できない経費</li> <li>・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費</li> </ul>

新・生活様式対応支援補助金（中小企業支援型）〔2次公募〕  
補助対象経費【早見表】

主な対象経費例【○】	主な対象外経費例【×】
<p><b>⑩感染防止対策費（下記の費用のみが対象）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入費（単価 50 万円（税抜き）未満）</li> <li>・消毒作業の外注費</li> <li>・清掃作業の外注費</li> <li>・アクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーン、フロアマーカの購入費・施工費</li> <li>・換気設備（換気扇、空気清浄機、換気機能又は空気清浄機能付エアコン等）の購入費・施工費（単価 50 万円（税抜き）未満）</li> </ul> <p><b>※単価 50 万円（税抜き）未満の消毒設備及び換気設備は⑩感染防止対策費に記載</b> <b>（単価 50 万円（税抜き）以上高機能・高効率な消毒設備及び換気設備は①機械装置・システム構築費に記載）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニフォームのクリーニング外注費</li> <li>・従業員指導等のための専門家活用費</li> <li>・体温計、サーモカメラ、キーレスシステム、インターホン、コイントレー、携帯型アルコール検知器の購入費</li> </ul> <p><b>⑪消耗品費（下記の費用のみが対象）【補助対象経費の上限 20 万円】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒関係の消耗品（消毒液、アルコール液）</li> <li>・マスク関係の消耗品マスク、ゴーグル、フェイスシールド、ヘアネット）</li> <li>・清掃関係の消耗品（手袋、ゴミ袋、石けん、洗剤、漂白剤）</li> <li>・その他消耗品（トイレ用ペーパータオル、使い捨てアメニティ）</li> </ul> <p><b>※補助事業実施期間内に使用する分のみが対象</b></p>	

※ 発注・契約・納品・請求・領収が令和 2 年 4 月 7 日以降に行われた経費も対象とすることができます。

※ 「⑩感染防止対策費」及び「⑪消耗品費」以外の科目に記載している項目は、例示であり、補助対象となる経費については「応募要領」でご確認ください。

※ 「新しい生活様式への対応」とは、「『新しい生活様式』の実践例」及び「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」を踏まえ、新たに実施する生産・販売・サービスの取組みのために導入する機械装置・システム及び関連事業を言います。